

呉市教育委員会会議録  
(平成28年9月16日定例会)

呉市教育委員会

呉市教育委員会会議録  
平成28年9月16日定例会

- 1 開催日時 平成28年9月16日(金) 15:00開会  
15:24閉会
- 2 開催場所 407・408室(呉市つばき会館4階)
- 3 出席委員 教育長 中村弘市  
教育長職務代理者 森尾敬介  
委員 水野良行  
委員 船尾慎  
委員 香川治子 欠席委員なし
- 4 出席職員 教育部長 寺本有伸  
教育部参事 上田勝治  
教育部副部長 細川司  
教育部参事補 上垣内信治  
教育総務課長 清水和彦  
学校施設課長 沖本正樹  
学校教育課長 多幾山晃年  
学校安全課長 小川聡  
呉高等学校事務長 荒木重雄  
中央図書館長 田中宏典  
教育総務課課長補佐 追原重臣
- 6 傍聴者 14人

## 6 日 程

- (1) 会期決定について
- (2) 前回会議の報告
- (3) 教議第32号 請願書に対する回答の一部訂正について
- (4) 教議第33号 請願書について
- (5) 報告第30号 建築基準法第48条の特例許可について
- (6) 報告第31号 中央図書館の施設改修に伴う臨時休館について

(15:00)

教 育 長 これより定例会を開会します。  
日程第1の「会期決定について」を議題とします。  
お諮りします。会期は、本日1日としたいと思いますが、これに御異議ござ  
いませんか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしと認めます。  
よって会期は、本日1日と決定されました。  
本日の会議録署名委員は、森尾委員・水野委員をお願いいたします。  
それでは、日程第2の「前回会議の報告」を求めます。

追原課長補佐 (平成28年8月23日定例会について報告)

### **教議第32号 請願書に対する回答の一部訂正について**

教 育 長 それでは、日程第3の教議第32号「請願書に対する回答の一部訂正につい  
て」を議題とします。

事務局からの説明を求めます。

多 幾 山 課 長 それでは、教議第32号「請願書に対する回答の一部訂正について」御説明い  
たします。

1ページを御覧ください。

8月定例会で御審議いただきました「教議第29号請願書について」の回答の  
一部に記載の誤りがあったため訂正するものでございます。

2ページの議案資料を御覧ください。訂正箇所は回答5(1)ウの下から5行  
目「歴史的分野視点⑧では、「大項目に一つしか教材がないというのは、バラ  
ンスが良いとは言えない」」の部分で、この「歴史的分野」を「公民的分野」  
に訂正するものでございます。回答作成の際、分野の名称を単純に打ち間違っ  
たことによるミスでございます。誠に申し訳ありません。

今後の請願者への対応につきましては、4ページから16ページにございま  
す正しい回答を送付いたします。説明は以上でございます。

教 育 長 ただいま事務局から日程第3の教議第32号「請願書に対する回答の一部訂正  
について」説明がありましたが、これについて、御質問がありましたらお願い  
いたします。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件については原案のとおり可決して  
よろしいですか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、よって本件は原案どおり決めます。

### **教議第33号 請願書について**

教 育 長 次に、日程第4の教議第33号「請願書について」を議題とします。  
事務局からの説明を求めます。

- 清水課長 教議第33号「請願書について」御説明いたします。  
18ページ、19ページをお願いいたします。本件は、さきの8月23日の教育委員会会議で決定していただいた、中学校教科用図書（社会科歴史的分野、公民的分野）採択についての公開質問状への回答を求める請願に対する審議における、各教育委員の発言に対します個々の見解を求める請願となっております。  
請願団体は教科書ネット・呉で、代表者は岩崎氏、花岡氏となっております。説明は以上でございます。
- 教育長 ただいま事務局から日程第4の教議第33号「請願書について」説明がありました。ただいま事務局から日程第4の教議第33号「請願書について」説明がありましたが、これについて、御質問がありましたらお願いいたします。
- 香川委員 前回も請願書が出て、この間審議したわけですが、どのような場合に請願書が出されるのかお聞きしたいと思います。
- 清水課長 請願は、請願法という法律に基づいておりまして、請願事項を所管する官公署、うちの場合でしたら教育委員会になりますが、これに提出することができるというふうに規定がございます。したがって、これを受理し、誠実に処理しなければならないという請願法の定めに沿っているものでございます。
- 教育長 そのほかに、御質問等がございましたらお願いします。
- 森尾委員 それでは、内容を問わず、請願の形式を満たしていれば、受理し、審議しなければいけないということで、よろしいのでしょうか。
- 清水課長 これは先ほどの請願法の2条に、請願は請願者の氏名、法人の場合はその名称及びその住所を記載し文書でこれをしなければならないという規定がございます。  
請願は教育委員会が処理する事務となっております。その対応については「誠実に処理する」という規定がございますことから、ただいまのように教育委員会会議に報告し、この請願内容を受け入れて対応すべきか否か、すなわち本請願を採択とするのか、不採択とするのかを委員さんに決定していただきまして、請願者に通知することを考えております。  
前回の処理について補足で説明をさせていただきますと、前回の請願につきましては、教科書採択を巡る問題点についての公開質問状が出ておりまして、そのため5月の臨時教育委員会会議で報告を差し上げ、委員さんの了解のもとに事後回答をすると、請願内容を採択して対応しますということを決断していただきまして、前回の8月23日の会議で回答案を取りまとめ、請願者の方に送付したものでございます。  
請願内容によりまして、採択し対応するのか、またその必要がない場合は不採択とするということで、この会議の場で請願が出された場合には、採択、不採択の結論を出していただくということになっております。以上でございます。
- 教育長 そのほかに、御質問等がございましたらお願いします。  
(なしの声)
- 教育長 御発言なしということで、それでは、本請願を採択するか、不採択とするかについて御意見をお伺いしたいと思います。
- 水野委員 先に教科書ネット・呉から出された請願事項のうち、「公開質問状に文書で回答すること」、それから「評価基準を示すこと」については、8月23日に市民が傍聴できるよう公開の教育委員会会議で質疑応答しまして、各委員が意見を述

べさせていただきます。そして、教育委員会として回答案を完成させたものであります。その審議課程において各委員さん方からも考え方をお示しになったと思います。そういうことで、委員個人の見解を求めるような今回のような請願は、不採択とするべきと私は考えますが、よろしくお願ひします。

教 育 長 ただいまの水野委員の御意見に対して何か御意見がありましたらお願ひいたします。

今、本請願を採択するか不採択にするかの御意見を伺っておりますが、水野委員の御意見に対してどうでしょうか。

(異議なしの声)

教 育 長 異議なしの声が出ましたので、それでは、本請願は不採択とすることとしてよろしいですか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、よって本請願は不採択とします。

### 報告第30号 建築基準法第48条の特例許可について

教 育 長 次に、日程第5の報告第30号「建築基準法第48条の特例許可について」を議題とします。

事務局からの説明を求めます。

沖 本 課 長 それでは、報告第30号「建築基準法第48条の特例許可について」御説明させていただきます。

資料の21ページを御覧ください。

川尻小学校の給食施設について、建築基準法第48条の特例許可を受けましたので報告いたします。

1の内容でございますが、川尻小学校の給食施設は、建築基準法における第一種中高層住居専用地域に建築されており、川尻中学校へ給食配送している「親子方式」を実施した場合、給食施設が「工場扱い」となるため建築基準法に抵触しておりました。

このため、同法第48条第3項の規定に基づき、特例許可を受けたものです。

2の許可日は、平成28年9月1日となっております。

3の経緯でございますが、平成28年7月に和歌山県新宮市で、小学校の調理施設等で作った給食を、他の小中学校に配送している「親子給食」という取組が、建築基準法に違反していることを公表しました。

このことを受け、呉市における学校給食の調理施設を調査したところ、川尻小学校給食室が、建築基準法第48条の特例許可を受けずに「親子方式」による提供を行っていることが判明しましたので、平成28年8月5日に特定行政庁である呉市建築指導課に特例許可を申請いたしました。8月23日に川尻まちづくりセンターにおいて川尻小学校に隣接する利害関係者からの「意見聴取会」を開催した後、9月1日に市役所本庁において「建築審査会」が開催され、第一種中高層住居専用地域における良好な住居の環境を害するおそれがないこと、公益上やむを得ないと認められたことから、同日付けで特例許可を受けました。

4の配置及び配送経路でございますが、左は川尻小学校の「配置図」で右は

「配送経路」でございます。

参考として、建築基準法の関係条文を添付しておりますので、御参照ください。説明は以上でございます。

教 育 長 ただいま事務局から日程第5の報告第30号「建築基準法第48条の特例許可について」の説明がありましたが、これについて、御質問がありましたらお願いいたします。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。

### 報告第31号 中央図書館の施設改修に伴う臨時休館について

教 育 長 次に、日程第6の報告第31号「中央図書館の施設改修に伴う臨時休館について」を議題とします。

事務局からの説明を求めます。

田 中 館 長 中央図書館の施設改修に伴う臨時休館について、御説明させていただきます。資料の23ページをお願いします。

中央図書館については、この11月をもって築30年目に達し、内装の汚れ等が目立ち始め、老朽化が否めない状況を迎えておりますので、これを刷新し、イメージアップを図るために、施設改修をする運びとなりました。

施工期間は平成28年9月30日(金)から12月27日(火)までの、およそ3か月弱の予定で、内装クロス及びタイルカーペット張替修繕などの改修工事に向けて準備中です。

工事期間中においては、館内において、書架を養生したり、足場を組んだりして作業するため、利用者が通常どおり館内利用できない状況となってまいりますので、やむなく同じ期間、9月30日(金)から12月27日(火)までは臨時休館させていただき予定でございます。

しかしながら、利用者にはできるだけ御不便をおかけしないようにという配慮で、臨時休館中においても臨時窓口を開設したいと思っております。サービス内容は限定されることとなりますが、最低限の貸出しとか、可能な範囲で図書館サービス提供を継続したいと考えております。

具体的には、図書館北側、蔵本駐車場側の通路部分に臨時窓口を開設し、利用者から予約いただいた本の貸出しや返却等に対応する予定です。

何分館内に入室できないため、図書館利用の範囲は限定されることにはなりますが、図書館環境をより良くして、利用者に快適に利用いただくための措置ですので、御理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

教 育 長 ただいま事務局から日程第6の報告第31号「中央図書館の施設改修に伴う臨時休館について」の説明がありましたが、これについて、御質問・御意見等がございましたらお願いいたします。

船 尾 委 員 約3か月の休館ということで、一部のサービスはと言われましたが、図書館で下校途中などに勉強して帰ったり、かなり快適な冷暖房の環境なのでそういった学生も呉市内にはたくさんいると思うんですが、そういった中高生等が代替えとして利用できるような施設、例えば自分の地元、地域の図書館であると

か、そういったところは時間帯がですね、環境が同じように使えるのかどうかを知りたいのですが、どうでしょうか。

田中館長 そのために代替え施設を準備するところまで、図書館では準備できておりませんが、できるだけ学生さんの利用の妨げにならないように夏休み時期を避けて工事期間を設定させていただいたところですが、迷惑を掛ける期間をできるだけ小さくするため、夏休みとか冬休みを除いて工事期間を設定させていただいたところですが。

船尾委員 ありがとうございます。今聞きたかったのは、代替え施設が無理なのは分かるんですが、中央図書館でなくても地域の図書館などで勉強して帰ったりだとか、休みの日に勉強したりだとか、同じような環境、同じような時間帯で、地域の図書館も使えるのかが聞きたかったんですがどうですか。

田中館長 失礼しました。地域の図書館は地区館6館ございますが、一時閉館するのは中央図書館だけでございますので、他の6館、特に広地区は駅からも近いですし、いろいろ便利のいい点もございますので、そういう方の利用が流れていくのではないかと思います。6館については、通常の利用ができますので、そちらを利用していただければと思います。

船尾委員 はいありがとうございます。告知のところでもそういうことが少しでも分かれば、利用されると思いますのでお願いします。

教育長 ほかに御発言はございませんか。

水野委員 3か月の休館は非常に長いので、今船尾委員さんが言われましたように、呉会報を通して地区の図書館のピーアールをどんどんして、その地区の方はその地区の図書館にどんどん行けるような一つの流れをこの3か月の間に少しでも作れば、子供たちもばらけていくと思うので、その辺の努力をしていただきたいと思います。

田中館長 御意見、ありがとうございます。できればそういう人が流れるような工夫をやってみたいと思います。

教育長 そのほかに御発言はございませんか。

(なしの声)

教育長 御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。

以上で定例会を閉会します。

(15:24)



上記のとおり，会議の次第を記載して，その相違ないことを証するため，ここに署名する。

( 教育長 中 村 弘 市 )

( 委 員 森 尾 敬 介 )

( 委 員 水 野 良 行 )

(平成28年9月16日定例会)